



平成 29 年 8 月 28 日

東京都台東区基本構想策定審議会会長 殿

台東区長
服部 征夫

東京都台東区基本構想策定審議会条例第 2 条の規定に基づき、次の事項について、
諮問いたします。

「台東区基本構想及び、これを実現するための施策の方向性について」

〔理 由〕

本区の基本構想は平成 16 年 10 月に策定され、既に 10 年以上が経過しています。現行の基本構想策定時に 16 万 8 千人だった本区の人口は 19 万人を超え、今後も増加が続くものと見込まれています。

また、少子高齢社会の進行や社会保障関連経費の増加、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、国立西洋美術館の世界文化遺産登録の決定等、本区を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、厳しい経営環境にある中小企業への対策や首都直下地震への備え、待機児童数の増加など、区政の課題は山積しています。

このような状況のなか、多様化・複雑化する行政課題にきめ細かに対応し、本区が活力ある都市として、さらなる成長と発展を遂げていくためには、新たな方針のもと区政を展開していく必要があります。

本区の明るい未来を切り拓き、区民が愛着と誇りを持てる「躍進台東 新しい台東区」を築き上げるために、区政運営の最も基本となる基本構想及び、これを実現するために今後取り組んでいくべき施策の方向性につきまして、ご提言いただきたく諮問します。